

『失業給付と老齢年金』

失業給付と年金の調整

平成10年4月1日から、65歳未満の老齢厚生年金や退職共済年金の受給権者（受ける権利のある人）が、ハローワークに求職の申し込みをした場合、その月の翌月から老齢厚生年金や退職共済年金が支給停止となります。（実際に失業給付を受けたか受けないかは別として）

いつまで？

受給期間（原則・退職日から1年）、または受給の終了のどちらか早い月まで

ただし、失業給付を受けなかった月については

例 11月11日に退職 ⇒ 12月から支給停止 ⇒ 3ヵ月後の3月に1か月分支給。その後毎月。

注意点

退職する際、会社から「とりあえずハローワークへ行って！」といわれて即行くことはストップ ⇒ 辞めるときに①年金額、②失業給付のいずれか高い方を調べて選ぶこと。

年金開始年齢

生年月日 男性	定額部分	報酬比例部分 (部分年金)	生年月日 女性
S16.4.1以前	60歳	60歳	S21.4.1以前
S16.4.2～S18.4.1	61歳	60歳	S21.4.2～S23.4.1
S18.4.2～S20.4.1	62歳	60歳	S23.4.2～S25.4.1
S20.4.2～S22.4.1	63歳	60歳	S25.4.2～S27.4.1
S22.4.2～S24.4.1	64歳	60歳	S27.4.2～S29.4.1
S24.4.2～S28.4.1	65歳	60歳	S29.4.2～S33.4.1
S28.4.2～S30.4.1	65歳	61歳	S33.4.2～S35.4.1
S30.4.2～S32.4.1	65歳	62歳	S35.4.2～S37.4.1
S32.4.2～S34.4.1	65歳	63歳	S37.4.2～S39.4.1
S34.4.2～S36.4.1	65歳	64歳	S39.4.2～S41.4.1
S36.4.2以降	65歳	65歳	S41.4.2以降

事後清算

受給期間の終了、または受給を終了した時点で、次の計算式で答えが1以上である場合はその分が解除されます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月数} - (\text{失業給付日数} \div 30)$$

※1未満は繰上げ

支給停止の対象は

部分年金（60歳前半の老齢厚生年金）と退職共済年金に限られます。